

法曹志望コースについて

(1) 概要

法曹志望コース（以下「本コース」という。）は、法学部学生のうち法曹を目指す者に対して、体系的な教育プログラムを提供し、法科大学院教育へと架橋するとともに、希望者には、早期卒業制度及び法科大学院の飛び入学制度を活用し、法科大学院既修者コースとの連携により5年一貫教育を実施するものである。

(2) 本コース登録について

法学部の学生については、2年次前期、同後期、3年次前期または同後期初頭の設定される本コース登録期間内に登録することができる。

(3) 実務演習の優先履修について

本コース登録者には、実務演習の履修を優先的に認める。

「実務演習」は、学部演習のうち、「実務演習」を含む名称で開講されるものを指し、主として法曹志望者を念頭に置いた内容で行われる。憲法、行政法、民法、民事訴訟法、商法、刑法、刑事訴訟法については、それぞれ1つ以上が毎年度開講される。

(4) 本コース登録者向け課外行事について

本コース登録者は、法律事務所訪問、裁判所及び検察庁訪問等のコース登録者を対象とする課外行事に参加することができる。

(5) 本コース修了について

本コース登録者は、6法基幹講義科目30単位以上および実務演習6単位以上を含む実定法科目60単位以上を修得することで、本コースを修了したものと認められる。

「6法基幹講義」は、基幹講義のうち6法（憲法、民法、民事訴訟法、商法、刑法、刑事訴訟法）に関するものを指す。

「実定法科目」は、実定法に関する基幹講義（6法基幹講義、行政法Ⅰ・Ⅱ）、展開講義（地方自治法、行政法特殊講義、租税法、刑事訴訟法特論、国際法、現代民法特論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、決済法、商取引法、執行保全法、信託法、知的財産法、経済法、国際私法、国際経済法、倒産処理法、労働法、社会保障法、比較憲法、刑事政策）及び学部演習（憲法、行政法、租税法、刑法、刑事訴訟法、国際法、民法、商法、経済法、知的財産法、

民事訴訟法，倒産法，国際私法，労働法（労働政策演習含む），社会保障法のいずれかを名称に含む演習）を指す。

本コース修了者に対しては，本コース修了証を授与する。

（6）本コース登録者向け早期卒業制度について

本コース登録者で法科大学院に入学するため 3 年次終了時に卒業を希望する者は，「履修案内」6 の定めるところに従い，早期卒業制度を利用することができる。